

「デジテック・オープンイノベーション」詳細説明書

1 業務の名称

「デジテック・オープンイノベーション」業務

2 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

3 業務の目的

デジタル技術を活用した地域課題の解決や新たな価値の創造に向け、「デジテック for YAMAGUCHI」の会員同士がノウハウや技術等を持ち寄り、県内をフィールドとした社会実装に繋がる実証実験等を行うことにより、新たなソリューションなどの先導的事例を創出し、県内での普及・横展開を図る。

4 業務の内容

(1) 提案者

「デジテック・オープンイノベーション」の提案者は、「デジテック for YAMAGUCHI」に会員登録する地方公共団体、民間企業、大学、研究機関、NPO法人、個人事業主等の中からグループ（団体）を組織し、これを応募単位とする。（個人単位で会員となっている場合は、属する組織を登録会員とみなす。）

なお、当該グループの中から、委託契約を締結する代表機関又は代表者（以下「業務代表者」という。）を1者定めること。

(2) 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- ① 代表申請者は、法人格を有する者若しくは個人事業者等であること
- ② 企業を含む2者以上によるグループとし、グループの構成員として県内法人格を有する者若しくは個人事業者等が参画していること
- ③ グループの構成員として、地域課題を抱える県内の地方公共団体・団体等が参画していること
- ④ 代表申請者及びグループ構成員
 - ・ 「デジテック for YAMAGUCHI」の会員であること
（個人単位で会員となっている場合は、属する組織を登録会員とみなす。）
 - ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと
 - ・ 山口県税の滞納をしていないこと
 - ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと
 - ・ 山口県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団との関係を有しない者であること

(3) 対象となる取組

この手続に応募できる取組は、次に掲げる要件をすべて満たすこと

- ① 山口県発の先導的事例の創出に向けた県内をフィールドとした実証実験等で、翌年度以降の県内での社会実装に繋がるもの
- ② 次の(4)のテーマの課題解決に向けて、「デジテック for YAMAGUCHI」の会員同士がノウハウや技術等を持ち寄り、共に考え挑戦するもの
- ③ 多様な主体に関係する地域や社会の課題を解決する取組等であり、課題を抱える県内の地方公共団体・団体等と連携を図るとともに、県内他地域等への横展開

が可能なもの

- ④ 過去に以下で採択した事業でないこと
 - ・「シビックテック チャレンジ YAMAGUCHI」
 - ・「デジテック・オープンイノベーション」

(4) 実施テーマ

山口県の最重要課題である人口減少に関連した次のテーマ

- ① 少子高齢化 … 結婚・出産・子育て、教育、担い手・人材、介護など
- ② 中山間地域 … 買い物、医療、交通等の日常生活の維持・活性化など
- ③ 若者流出 … 働く場・学ぶ場、まちの賑い・魅力、生活利便性など

(5) 実証実験等の場所

提案する実証実験等を実施する主たる場所が山口県内であること

(6) 山口県内における普及・横展開の取組への協力

委託契約期間中、契約期間終了後においても、財団及び県の行う県内に対する普及・横展開の取組に協力（見学の実施、報告会における事例発表等）すること

(7) 管理調整業務

業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、財団との連絡調整を綿密に行うとともに、業務の進捗を管理し、取組状況等を県の求めに応じて報告する。

(8) 計画

提案テーマを明記し、課題を解決するためにデジタル技術を活用した実証実験等の計画を提案すること

(9) 成果報告書の作成、提出

委託業務終了後、速やかに、成果報告書を作成して財団に提出すること。

(10) 上記(6)～(9)に付随する業務

上記業務に付随する業務を行うこと。

5 委託費

(1) 委託費

1業務あたり7,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認められない。
なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時まで調整のうえ、内容の修正を行うことがある。業務の途中で大幅な予算計画の変更が必要な場合、承諾が必要となる。

また、委託費は委託業務終了後に受託者の実績報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより速やかに支払われる。但し、必要であると判断した場合に限り、事業実施中の概算払いも認められる。

(3) 委託費の内容

委託の対象となる経費は、フィールドにおける実証実験等の遂行に直接必要な経費であり、具体的には別紙のとおりとする。

また、制度を活用するにあたり、他との区分経理を行うこと。対象経費は本制度の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

6 委託料の返還

委託者は、受託者が業務の実施に当たり本仕様書に反した場合には、受託者に委託契約額の一部又は全部を返還させることができる。

7 報告及び評価

(1) 中間報告

受託者は、財団に委託業務の進捗状況等を記した中間報告書を提出及び県が主催するヒアリングへ応じなければならない。中間報告書は、財団及び県のホームページ等で公開する場合がある。中間報告書の提出期限等の詳細は、別途指示する。

(2) 成果報告

受託者は、財団に委託業務の成果等を記した成果報告書を提出及び財団が主催するヒアリングへ応じなければならない。また、成果報告書をもとに、財団において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、財団及び県ホームページ等で公開する予定である。

成果報告書の提出期限は、3月を予定するが、詳細は別途指示する。提出部数は、正本（1部）と、電子媒体（CD-R又はDVD-R又はUSBメモリ）を合わせて提出する。

(3) その他

上記の報告のほか、財団の求めに応じて、適宜進捗を報告及び県のプロモーション事業へ協力すること。

また、実証実験等で取得したデータ財団及び県が活用できるよう、APIによるデータ連携を可能とすること。なお、詳細は別途、県と協議する。

8 知的財産の取り扱い

(1) 権利の帰属

契約期間中に知的財産権が発生した場合、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条に準じ、一定の条件のもとで所定の手続きにより、当該知的財産権を受注者側に帰属させることが可能である。

(2) グループ内における知的財産権の取扱い

知的財産の発明者が複数に渡る場合などにおいて、特許権利者、持ち分割合、費用負担などについてあらかじめグループ内で取り決めを行うことを推奨する。

(3) 県及び財団の活用

本契約によって新たに発生した知的財産については、山口県及び山口県デジタル技術振興財団が技術を利用する場合、知的財産利用料を請求されないものとする。詳細については、契約時に協議して定めるものとする

9 その他

(1) 個人情報の取扱い

受託者は、この業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(2) 著作権の取扱い

成果報告書の著作権は、委託者に帰属するものとする。

(3) 説明書の変更等

本説明書の記載事項を変更する必要があるときは、委託者と受託者との協議により定めるものとする。

10 疑義

本説明書に関して疑義の生じた事項及び本説明書に定めのない事項については、すべて委託者と受託者が協議の上、これを解決するものとする。